

リベラリズムの伝統—ロック、J. S. ミル、アダム・スミス

●リベラリズムとは何か

liberalism (E)/ Liberalismus (G)/ libéralisme (F)= 「自由主義」?

二つの自由概念……アイザイア・バーリン Isaiah Berlin (1909-1997)

「二つの自由概念」 Two Concepts of Liberty (1958)

消極的自由(Freedom from) 強制の欠如、個人がその欲求の実現を妨害されないこと。

積極的自由(Freedom to) 欲求を抑え、より高級で理性的な自我を実現すること。

J. グレイによる整理

個人主義	社会集団の要求に対する個人の道徳的優位
平等主義	個人の道徳的地位の対等化と法的政治的差別の否定
普遍主義	歴史的文化的差異を超えた人類の道徳的一体化
改革主義	社会制度・政治機構の修正可能性の主張

リベラル・デモクラシー liberal democracy ……現代政治の中心

「民主主義」= demos (民衆) + kratia (支配・権力) …… -ism (主義)ではない。

政体 politeia (Gr) の一形態……国家における政治権力の配置と権力行使の体制

リベラリズム(自由主義)とデモクラシー(民主政)の対立を内包した折衷的制度

主要な要素	代表民主政……選挙を通じた代表の選出 人権の保障……民主政原理に対する歯止め 抑制均衡……三権分立など、権力の相互監視のシステム
-------	--

●リベラリズムの誕生

絶対主義と王権神授説

ボダン Jean Bodin (1530-1590)

『国家論』 Les six libres de la République (1576)

絶対君主制を正当化する主権理論

「主権とは、国家の絶対にして永続的な権力である」……永続性・絶対性・不可分性

立法権を中心とする主権観、主権者命令説→制定法中心の法概念

イングランドの歴史

早期に国家統一が完成、宗教改革(16世紀前半、ヘンリー8世期)

ステュアート朝の絶対主義

ジェームズ1世(在 1603-1625) 国教会信仰を強制→ピューリタンの反発

チャールズ1世(在 1625-1649) 外交政策→課税問題で議会と対立

清教徒革命

1640 ステュアート朝の絶対主義に反発、長期議会において国王派と議会派が全面的に対立。

1642 紛争勃発。

1646 クロムウェル Oliver Cromwell の指揮により国王軍に勝利。

1649 チャールズ1世処刑、共和制を宣言。クロムウェル護国卿 Lord Protector に(1653)。

1660 王政復古

E. クック Edward Coke (1552-1634)

コモンローの優越、保障された権利は法(制定法)に優先すると主張→基本権論の萌芽。

「国王といえども神と法の下にある」(プラクトン)

名誉革命と権利章典

名誉革命(1688)

ジェームズ2世(在位 1685–1689) カトリック復帰計画、親フランス政策。
→ 議会、ジェームズ2世の長女メアリとその夫オラニエ公ウィレムを招請、王位に就ける。
メアリ2世・ウィリアム3世は議会の提出した「権利の宣言」を承認。
→ 1689 「権利の章典」

ジョン・ロック John Locke (1632–1704)

『寛容に関する第一書簡』 A Letter concerning Toleration (1689)

『統治二論』 Two Treatises of Government (1689)

王権神授説批判、市民政府論の主張

自然状態 state of nature ……私的財産制のある平和的共存状態

人々が自然法の範囲内で、その行動を律し、自ら適当と思うままに、その財産(posessions)と身体(persons)を処置するという完全に自由な状態

自然的自由の権利において万人が平等であること

→ 何人も他人の生命・自由・財産を傷つけるべきではないとする自然法(理性の命令)
property(所有物)としての生命・自由・財産 → 財産と身体の自己所有・自己決定権

社会契約説 social contract (theory) / (theorie du) contrat sociale / (Theorie von) Gesellschaftsvertrag

個々人の自然的権力を委譲して成立した国家→信託違反の為政者を放逐する権利=抵抗権

J. S. ミル John Stuart Mill (1806–1873)

『自由論』 On Liberty (1859)

『功利主義論』 Utilitarianism (1863)

民主政による多数者の専政、少数者への圧迫を指摘。

自由への干渉が正当化される場合を危害防止に限定……他者危害原理

モラリズム(moralism)・パターナリズム(paternalism)を批判。

善の構想の複数性を承認……「善に対する正義の優越」リベラリズムの中心理念

●自由主義経済思想……アダム・スミス

アダム・スミス Adam Smith (1723–1790)

『諸国民の富』(通称『国富論』) An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations (1776)

統制経済批判。自由競争による経済の活性化。

「神の見えざる手」 the invisible hand ……自然な秩序形成を理想とする考え方

夜警国家論 nightwatchman state

匡正的正義のための国家。国家の役割は防衛・司法行政・公共事業に限定される。

『道徳感情論』 The Theory of Moral Sentiments (1759)

人間の自然本性は「利己的」

他者と調和する個々人の利己的活動によって社会は進歩する → 私益公益論

利己性を第三者の共感によってチェックするための「公平な観察者」 impartial spectator 基準

夜警国家論の限界

貧富の差の拡大、構造化

→ 社会不安・労働運動の発生……共産主義 communism・社会主義 socialism からの批判
独占の問題……「事実上の独占」 de facto monopoly、計画的な独占